Deloitte.
Legal

Legal Newsletter

DT 弁護士法人

2026 年 11 月 2 日号

生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コードについて

Executive Summary

- 令和 8（2026）年 8 月 25 日、生成 AI 事業者が行うべき透明性確保と知的財産権保護の原則を整理したソフトローである、「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」（以下「本コード」という）（内閣官房ウェブサイト）が公表されました。
- 対象は、生成 AI システムを公衆に提供する「生成 AI 開発者」と、生成 AI サービスを公衆に提供する「生成 AI 提供者」です。
- 本コードでは、「コンプライ・オア・エクスプレイン（Comply or Explain）」の考え方に基づき、原則を実施するか、実施しない場合は理由を説明することが求められています。
- 三つの原則として、使用モデル・学習データ・アカウンタビリティ等の情報開示、権利者等からの学習データに関する開示要求への対応、生成 AI 利用者からの開示要求への対応が定められています。
- 本コードは生成 AI 事業者を対象とするものですが、今後は生成 AI サービスの調達・委託先選定や AI ガバナンス体制の整備において参照される可能性があります。そのため、生成 AI を利用する企業にとっても留意すべき指針といえます。

1. はじめに

本コードは、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI 法）（内閣府ウェブサイト）の趣旨を踏まえて策定されたものです。生成 AI 事業者が行うべき透明性の確保及び知的財産権保護のための措置について原則を定め、生成 AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立を目指すソフトローです。なお、法的拘束力はありません。

(1) 著作権法第 30 条の 4（AI 学習の原則自由）と本コードの法的関係

日本の著作権法第 30 条の 4 は、AI の学習を目的とした著作物の利用（情報解析のための利用）を原則として許諾なしに行うことを認めています。いわゆる「機械学習パラダイス」と称される日本の法的状況下において、なぜ法的拘束力のないソフトローが求められたのでしょうか。その実務上の理由は以下の 2 点にあります。

■ 「適法か違法か」を超えたレピュテーションリスクへの対処

著作権法上は適法であっても、クリエイターや権利者に十分な説明を行わないままデータを大量に学習し続ければ、激しい社会的批判を浴び、企業のブランドやサービス価値に大きなダメージを与えるおそれ（レピュテーションリスク）があります。本コードは、権利者との不要な摩擦を回避し、市場での社会的信頼を獲得するための「ガバナンス体制の行動指針」として機能します。

■　法律のグレーゾーンに対する「予防法務」

著作権法第 30 条の 4 には「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」（但し書き）などの解釈上の不確実性（グレーゾーン）が存在します。本コードを遵守し、自ら透明性を高め、権利者からの一定の開示照会に応じる体制を整えておくことは、将来的な民事訴訟リスクや著作権侵害リスクを未然に防止するための有効な「予防法務」になります。

2.　本コードの対象範囲

(1)　対象となる事業者

対象者は、「生成 AI 事業者」であり、「生成 AI 開発者」及び「生成 AI 提供者」から構成されます。

■　生成 AI 開発者の定義

「生成 AI 開発者」とは、生成 AI システムを構築する役割を担う者であり、その開発に係る生成 AI システムを公衆、すなわち不特定の者又は特定多数の者に実質的に提供した者をいいます。目的や、法人・個人の別は問われません。

■　生成 AI 提供者の定義

「生成 AI 提供者」とは、生成 AI システムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービス、すなわち「生成 AI サービス」を公衆に提供した者をいいます。

(2)　対象範囲に関する補足

■　対象外になる者

公衆への提供を行っておらず、研究・開発を行っているにすぎない者や、第三者の権利を侵害する生成物が生成されるおそれが著しく低い生成 AI システム又は生成 AI サービスを開発又は提供している者は、対象に含まれません。また、一つの法人又は個人が保有するデータのみを用いて特化させた生成 AI システム又はサービスを提供する者も対象に含まれません。

■　対象になる者

特定の業界に特化した生成 AI システム又はサービスを提供している者は対象に含まれます。また、日本国内に本店又は主たる事務所を有しない生成 AI 事業者であっても、生成 AI システムや生成 AI サービスが日本に向けて提供されている場合は対象に含まれます。

■　対象該当性判断用の FAQ

各社が提供・開発している AI ツールや機能が、本コードの対象となるかどうかを判断するための、FAQ を整理しました。

	質問	回答
1	社内業務の効率化のためだけに、自社で開発した RAG（検索拡張生成）システムを従業員に使わせる場合、本コードの対象になるか。	対象外と考えられます。本コードの対象は、生成 AI システムやサービスを「公衆（不特定又は特定多数）」に実質的に提供する事業者に限られます 。社内での業務利用に留まり、公衆に提供していない場合は対象外と整理されます。
2	特定の業界（例：医療、法務、金融など）向けに特化した生成 AI サービスを一般販売（又は特定多数へ提供）する場合、本コードの対象になるか。	対象になると考えられます。「特定の業界に特化した生成 AI システムやサービス」であっても、それが公衆（不特定又は特定多数）に実質的に提供されている場合は、「生成 AI 提供者」として本コードの対象に含まれます。
3	他社が開発した汎用 AI（例：OpenAI の GPT-4 など）の API を裏側で利用し、自社アプリに AI 対話機能を組み込んで広く一般ユーザーに公開する場合、対象になるか。	対象になると考えられます。 自社でモデルそのものをスクラッチ開発（学習）していなくても、生成 AI システムを自社サービスに組み込んで公衆に提供している以上、「生成 AI 提供者」として本コードの対象に含まれます。

3. 本コードにおける「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法

(1) 概要

本コードは、法的拘束力を有する規範ではありません。採用されている手法は「コンプライ・オア・エクスプレイン」です。これは、後記の本コードにおける三つの原則について、それぞれ実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するよう求める手法です。原則を実施した上で積極的に説明を行うことも、生成 AI 利用者や権利者から十分な理解を得る観点から有益とされています。

各生成 AI 事業者は、各原則を「コンプライ」するか「エクスプレイン」するかについて、自らが管理又は運用するコーポレートサイト等で公表するとともに、内閣府知的財産戦略推進事務局に届け出ることが期待されています。また、各原則の実施内容について毎年見直し・更新を行うことも期待されています。

(2) 開示・届出の実務上の重要ポイントと影響力

1) 届出の開始と一覧公表

内閣府による届出受付は、令和 8（2026）年 10 月 26 日（月）より開始されます。届出を行った事業者の一覧は内閣府のウェブサイト等で公表・一覧化され、社会的に可視化されます。「プリンシプル・コード　届出事業者一覧」（2026 年 10 月 27 日更新：内閣官房ウェブサイト）によれば、上記開始日に Google LLC 等の 5 つの事業者が届出を行っているようです。

2) 事実上の「実質的強制力（ピアプレッシャー）」

本コード自体に法的拘束力はありませんが、一覧が公表されることで、生成 AI 事業者については、大企業や官公庁などのサービス導入・調達基準（ベンダー選定）において本コードに基づく届出をしていることが必須要件となることも想定され、事実上の業界標準として機能することが予想されます。

3) 「エクスプレイン（説明）」の許容度と営業秘密保護

競争優位性にかかわる技術的ノウハウや営業秘密については、必ずしも全てを開示する必要はありません。開示しない理由を合理的・具体的に説明（エクスプレイン）すれば本コードに適合しているとみなされます。また、本コード内には「一部を開示しないことという一事のみをもって、当該生成 AI 事業者を直ちに批判することは慎むべきである」という事業者保護の細則が明記されています。

4) 利用規約による上書き（オーバーライド）の制限

自社システム又はサービスの利用規約に「一切の開示請求に応じない」等の規定を設けている場合、単にその規約の存在を示すだけでは説明（エクスプレイン）として不十分であり、なぜそのような適用制限を設けているのかという合理的な理由の説明が別途求められます。

4. 三つの原則

(1) 原則 1：生成 AI 事業者が、自ら管理又は運用するコーポレートサイト等で開示すること

1) 透明性確保のための措置

生成 AI 事業者は、透明性確保のため、以下の事項をコーポレートサイト等で開示することが求められます。

使用モデル関係の事項として具体的には、名称（識別子、バージョン等）、公開日を含む来歴（過去のバージョンや修正履歴等）、アーキテクチャ・設計仕様（第三者とのライセンス契約の状況、使用に必要なハードウエア・ソフトウエアやライセンス等）、利用規定（想定する用途、制限・禁止されている用途等）、モデルのトレーニングプロセスの内容などを開示することが想定されています。

学習データ関係の事項として具体的には、その生成 AI システム又は生成 AI サービスの学習及び検証等に用いられたデータに関連する事項を開示することが想定されています。具体的には、RAG で用いるものを含むデータの種類、ウェブクロールや第三者から取得した非公開のデータセットに関連する事項、公開データセットに関連する事項、その他の手段で収集されたデータに関連する事項、合成データの利用有無及び目的などです。また、クローラについても、目的、データ収集期間、名称・識別子、第三者クローラの利用の有無及びその名称・識別子などを開示することが想定されています。

アカウンタビリティ関係の事項として具体的には、その生成 AI システム又は生成 AI サービスの開発・提供・利用中に行われた意思決定等について、技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡及が可能な状態にするための内容を開示することが想定されています。意思決定等の具体的な内容については、トレーサビリティの向上、責任者の明示、関係者間の責任分配、ステークホルダーへの具体的対応、文書化などが挙げられます。

2) 知的財産権保護のための措置

生成 AI 事業者は、知的財産権保護のための原則を策定し、責任体制を明確化するとともに、年 1 回以上これを見直すことが求められます。また、これらの対応状況について開示することが求められます。

具体的に開示すべき、あるいは生成 AI システムに導入することが想定されている「知的財産権保護のための具体的措置」は以下のとおりです。

区分	具体的な措置・開示事項の例
1. クロール・収集段階での措置	・学習拒否（オプトアウト）の尊重 robots.txt による拒否設定や、ウェブサイト側のペイウォール（有料壁）による制限を検知し、適切に尊重・回避する仕組みを導入することです。 ・海賊版・違法サイトの回避 明らかに著作権を侵害している海賊版サイトや違法アップロード先からのデータ取得を回避・除外する措置をとることです。
2. 学習・データベース管理の措置	・学習データの出所管理（トレーサビリティ） 学習に用いたデータソースやログデータを一定期間、適切に保持・管理する体制を整えることです。 ・合成データに関する開示 AI による合成データを学習に用いている場合に、その利用の有無や目的を明確にすることです。
3. インプット・アウトプット段階の措置	・フィルタリング技術の導入 ユーザーから入力されたプロンプトや、生成されるコンテンツの中に、特定の他者の著作物と同一・類似するものが含まれていないかを検知し、ブロック（フィルタリング）する技術的措置を講じることです。
4. 社会的対応・権利者連携	・出所・来歴表示技術（電子透かし等） 生成されたコンテンツの出所を明確にするための「電子透かし（C2PA など）」の技術的措置を導入することです。 ・迅速な権利侵害対応窓口の設置 権利者から「著作権を侵害された」等の申し出があった場合に、速やかに確認・対応するための問い合わせ窓口（フォーム等）を整備することです。

(2) 原則 2：権利者又は代理人等からの開示要求への対応

原則 2 は、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作、映像、又はこれらを組み合わせたものなどについて、自らの権利又は法律上保護される利益の実現のために訴訟提起、調停申立て、ADR その他の法的手続を行う当事者又は代理人から、開示要求がなされる場合に関するものです。

1) 開示要求の対象事項

開示要求の対象となるのは、学習及び検証等に用いられたデータに、開示要求者が照会する URL 等の情報が含まれているか否かです。ここでいうデータには、ウェブクロールや第三者から取得した非公開のデータセット、公開データセット、合成データを含むデータセット、その他の手段で収集されたデータが含まれます。ただし、照会対象となる URL 等の情報は、生成 AI 事業者において容易にアクセス及び確認できるものに限られます。

また、開示の求めを受けた者が生成 AI 提供者であり、当該生成 AI 提供者において、上記データに上記情報が含まれているか否か回答できない場合には、生成 AI サービスに搭載された生成 AI モデルを開発した者の名称を開示すれば足ります。

2) 開示要求の要件

原則 2 に基づく開示の求めでは、まず、開示要求者が原則 2 の開示要求者に該当する者（権利者）であることを示す理由が示されている必要があります。

また、開示の求めに係る回答の利用目的（訴訟提起等）が明示されており、かつ、開示要求者が当該目的以外の目的で利用しない旨を誓約している必要があります。

さらに、照会対象となる URL 等の情報を示した上で、その情報との関係で、生成 AI 事業者に対して開示を求める理由となる事由が特定されている必要があります。

(3) 原則 3：生成 AI を用いてコンテンツ等を生成した者からの開示要求への対応

原則 3 は、生成 AI システム又は生成 AI サービスを用いて、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作、映像、又はこれらを組み合わせたものなどを生成した者から、開示要求がなされる場合に関するものです。

1) 開示要求の対象事項

開示要求の対象となるのは、学習及び検証等に用いられたデータに、開示要求者の生成に係る生成物と同一又は類似するコンテンツが掲載された URL 等の情報が含まれているか否かです。ここでいうデータには、ウェブクロールや第三者から取得した非公開のデータセット、公開データセット、合成データを含むデータセット、その他の手段で収集されたデータが含まれます。ただし、照会対象となる URL 等の情報は、生成 AI 事業者において容易にアクセス及び確認できるものに限られます。

また、開示の求めを受けた者が生成 AI 提供者であり、当該生成 AI 提供者において、上記データに上記情報が含まれているか否か回答できない場合には、生成 AI サービスに搭載された生成 AI モデルを開発した者の名称を開示すれば足ります。

2) 開示要求の要件

原則 3 に基づく開示の求めでは、まず、開示要求者が原則 3 の開示要求者に該当する者であることを示す理由として、開示を求める者の生成に係る生成物及び当該生成物を生成する際に用いたプロンプトが示されている必要があります。

また、開示の求めに係る回答の利用目的が明示されており、かつ、開示要求者が当該目的以外の目的で利用しない旨を誓約している必要があります。加えて、訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）の申立てに用いる目的で利用しない旨を誓約している必要があります。

さらに、照会対象となる URL 等の情報を示した上で、その情報との関係で、生成 AI 事業者に対して開示を求める理由となる事由が特定されている必要があります。

(4) 原則 2・原則 3 への備え

原則 2・原則 3 のもとでは、生成 AI 事業者の外部の人間から生成 AI 事業者が提供・開発している AI ツールや機能に関連して、開示要求（照会）がなされます。権利者（原則 2）や生成物の作成者（原則 3）から「自社の著作物が学習データに含まれているか」の開示要求（照会）があった際、現場が混乱しないよう、以下の 2 点を社内体制としてあらかじめ構築しておくべきと考えられます。

■ 「電子誓約」を組み込んだ専用問い合わせ窓口の設置

開示照会を受け付ける際、単なる通常のメールやフォームではなく、本コードで求められている「誓約事項（目的外利用の禁止、提訴・調停・ADR 等での利用禁止など）」にあらかじめウェブ上でチェックを入れ、電子的に同意（誓約）しなければ送信できないような専用の入力窓口を設計・整備することが考えられます。さらに、当該入力窓口において他の開示要求の要件を満たすように項目を設けることにより、開示要求の要件を満たすか否かについての判断にかかる労力を抑えることができます。

■ 「容易にアクセス可能な情報」の整理とデータベース化

照会を受けた際、生成 AI 事業者側ですぐに検索して回答できるよう、学習及び検証等に用いたデータ（ウェブクロールログ、非公開データセット、公開データセット、合成データ等）のインデックスを、URL やキーワードで容易に照合・検索できる社内用データベースとしてあらかじめ整理しておくことが考えられます。

5. 他の制度等との関係

(1) 総務省・経産省「AI 事業者ガイドライン」との関係

政府（総務省・経済産業省）はすでに「AI 事業者ガイドライン（第 1.2 版）」を策定・公表しています。今回内閣府から策定された「プリンシプル・コード」との関係については、「総合的な安全ルール（ガイドライン）」と「知財特化型の専門ルール（コード）」という関係と考えられます。

すなわち、AI 事業者ガイドラインは AI 利用者も対象にしており、AI のライフサイクル全体における「安全性、セキュリティ、バイアス防止、プライバシー保護、全体ガバナンス」を幅広く網羅した総合的な安全基準です。他方、本コードは、生成 AI 事業者における「知的財産権の適切な保護」と「学習データの透明性の確保」に深く特化した、いわばスピンオフ・発展版と位置付けられます。

生成 AI 事業者としては、これらへの対応について、別個の部分的に重複する作業として捉えるのではなく、自社の「AI ガバナンス体制（AI 事業者ガイドラインベース）」の中に、知財保護・透明性向上のための「具体的な実践手段」として本コードの「三つの原則」を整合的に組み込んで運用することが自然であり、最も効率的です。

(2)　海外法制度との関係

AI に関する規制が進んでいる欧州では、EU AI Act が制定されています。

EU AI Act は、知的財産権保護に特化していない点や、法的拘束力がある点において、本コードとは異なります。また、本コードについてのパブリックコメント後に EU AI Act への言及が外れていることから、現時点では、本コードに EU AI Act ほどの強制力を持たせる意図はないのではないかと考えられます。

（DT 弁護士法人　菅 尋史、冨永 勇貴）

当該記事の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではありません。
本ニュースレターは、執筆時点（2026 年 10 月 29 日）の情報に基づきます。

執筆者プロフィール

<table>
<tr>
<td>

菅 尋史／Hiroshi Suga
DT 弁護士法人
弁護士</td>
<td>

冨永 勇貴／Yuki Tominaga
DT 弁護士法人
弁護士</td>
</tr>
<tr>
<td>西村あさひ法律事務所のパートナー(2007-2021)、その前身のあさひ法律事務所のパートナー(2001-2007)として、国内外の様々な業種の企業に対し、法律サービスを提供してきた。2022 年 1 月に DT 弁護士法人のパートナーとして参画。

知的財産権(IP)分野では、「一太郎」知財高裁大合議事件、「ピーターラビット」不正競争差止事件などの訴訟や国内外の紛争を手掛けてきた他、IP ライセンス、企業グループ内の知財管理や情報管理体制の構築なども扱っている。独禁法と知的財産法の交錯する分野でのアドバイスも多く提供している。

主な関連執筆・講演
・「AI 時代の新たな知的財産のリスクと AI 新法」（デロイトトーマツ主催、2025 年）
・「知財戦略と知財・データ取引契約や知財係争対応のポイント」（デロイトトーマツ主催、2025 年）
・知財契約実践（契約についての基礎知識/ライセンス契約）（一般社団法人日本知的財産協会主催、2017 年/2018 年/2019 年/2020 年）</td>
<td>2025 年 4 月より DT 弁護士法人に参画、企業法務全般に従事する。

主な関与案件は以下のとおり。

内部通報案件、企業内法的レビュー業務効率化案件、官公庁からのアウトソース案件、海外企業による日本法人設立への助言、金融商品取引法・取引所の上場規則等の金融規制に係る助言、上場企業役員への株式報酬付与に関する助言、国際ライセンス契約締結、特許紛争に関する助言、M＆A、組織再編に関する助言。</td>
</tr>
</table>

お問い合わせ

DT 弁護士法人

東京事務所

所在地　〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル

Tel　03-6870-3300（代）

大阪事務所

所在地　〒541-0042　大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1　淀屋橋三井ビルディング

Tel　06-7711-2540

名古屋事務所

所在地　〒450-6337　愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1　JP タワー名古屋

Tel　052-433-7627

email　dtlegal@tohmatsu.co.jp

会社概要　www.deloitte.com/jp/dt-legal

法務サービス　www.deloitte.com/jp/ja/services/legal

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

IS 669126 / ISO 27001

BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
http://www.bsigroup.com/clientDirectory